

平成 29 年 3 月 17 日行政書士会講習会 質問事項（回答保留分）

経審関係

Q 1 平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の加入が義務づけられたが、事前審査の段階で未加入の事実が判明した際は「補正」扱いか、本年度は「猶予期間」と考え審査を通せばいいのか？

A 1 特例措置等は設けない。従前とおりの対応でお願いします。

Q 2 平成 28 年度に「とび土工」又は「解体」の経審を受審の際に作成・提出した「工事経歴書」について、平成 29 年度の経審を受審する際に、全く同じ書類を作成・提出しなければならないのか？

A 2 中部地方整備局の対応と同様な取扱いとする。（申請者及び事前審査員の負担減）

※ 参考 中部地方整備局確認内容

「前年度の経審審査時において、審査対象事業年度・前年度審査対象年度・前々年度審査対象年度分の工事経歴書の内容を確認済みで、かつ、今年度の経審申請の際に、その内容に変更がなければ、改めて作成・提出は求めなくてよい。ただし、審査対象年度分については、「工事経歴書」の作成・提出を求める。」